

## 指 示

平成23年3月23日

茨城県知事  
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

貴県内において産出された原乳及びパセリについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。